

保護者 各位

武蔵越生高等学校 事務部
補助金担当 稲益 温子

令和5年度埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金事業の申請について

夏至の候、保護者の皆様におかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は本校の教育活動に、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記の申請手続きについて、下記のとおりご案内いたします。

つきましては、**申請を希望される場合は、期限内に事務室に必要書類等のご提出をお願い致します。**

なお、申請期限内に提出や書類遅延の連絡がない家庭は【申請辞退】とみなします。ご了承くださいませようお願い申し上げます。

記

1. 補助金の対象世帯と概要について

同封されている【埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金のお知らせ】をご確認下さい。

2. 申請方法について

申請を希望する世帯	(1) 申請希望確認書を事務窓口へ提出 (7月14日期限) (2) 後日(もしくは当日)に申請書類をお渡しします。 (3) 申請書類等をそろえて事務室に提出 (7月20日期限)
申請を希望しない世帯	提出する書類はありません。

3. 提出先・提出期限・提出書類について

提出先	武蔵越生高等学校 事務室 (1) 提出期限以降の書類の提出は原則受付しませんのでご注意ください。 (2) 令和5年度の課税額が非課税世帯に該当するかの確認はお住まいの役場にてご確認ください。 (3) <u>期限までに申請希望確認書の提出が無い場合は、申請辞退とみなします</u> のでご注意ください。 (4) 学校の休業日・日曜・祝日は受付しておりません。ご注意ください。
提出期限	申請希望用紙 : 令和5年7月14日(金) 16:00 厳守 申請書類 : 令和5年7月20日(木) 16:00 厳守
提出書類	裏面に記載有

4. 問い合わせ先

武蔵越生高等学校 事務部 補助金担当 稲益 温子(イナマス アツコ)

TEL:049-292-3245 E-mail:jimu@musashiogose-h.ed.jp

※事務部業務時間 8:00~16:00(日曜・祝日・学校休業日は除く)

※E-mailの受付時間 随時受付しております。※お問合せの内容によっては、お時間を頂戴する場合がございます。

【電話番号 QR】 【メールアドレス QR】



【参考資料】 提出書類について

整理番号	提出書類	対象世帯区分			備考
		生活保護のうち、生業扶助受給世帯	非課税世帯	家計急変世帯	
1	埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書(様式第1号)	○	○	○	・様式右上の日付欄は、7月1日以降の日付が記載されているか確認すること
2	委任状(様式第8号)	○	○	○	・様式右上の日付欄は、7月1日以降の日付が記載されているか確認すること
3	世帯全員の住民票 ※続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないもの	○	○	○	・父母負担軽減事業補助金において提出済みの場合はそのコピーで可
4	生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式第11号)又は生業扶助を受給していることが分かる福祉事務所発行の証明書	○			・福祉事務所長による証明を受けたもの(公印があるもの)か確認すること ・証明日は7月1日以降の日付が記載されているか、扶助の種類に「生業扶助」の記載があるか確認すること
5	保護者等(親権者)全員の個人番号カード(写)等貼付台紙		○	○	・高等学校等就学支援金の手続きのために書面で提出している、又はオンライン申請システムで個人番号カードを使用して税情報を取得した場合は不要 ・上記5「生活保護受給証明書等」を提出した生徒は不要
6	健康保険証のコピー ※(非課税世帯)生徒から見て兄弟姉妹のものが必要(家計急変世帯)扶養親族全員のものが必要		○	○	(非課税世帯) ・兄弟姉妹がない場合は不要 ・申請生徒が通信制高校に在籍している場合は不要(家計急変世帯) ・非課税相当世帯の目安年収確認のために必要 ※健康保険証に記載されている保険者番号及び被保険者等の記号・番号は、判別できないよう黒塗り等した上で提出 ・国民健康保険に加入している場合は、扶養誓約書も提出
7	家計急変事由調査票(様式第15号)			○	・家計急変世帯として申請する場合は全員提出
8	急変後の所得を証明する書類			○	・別表2(家計急変世帯用)参照
9	急変事由証明書類			○	・別表2(家計急変世帯用)参照

【別表(家計急変世帯用)】

提出書類	急変事由				
	失職・廃業	死亡	離婚	傷病による休職	災害等に起因する収入減
1 一般申請と同様	申請書、委任状、住民票				
2 非課税相当世帯の目安年収を確認するために使用する書類	扶養親族全員の健康保険証の写し				
3 令和5年度に課税されていることを確認する書類	個人番号カードの写し(※1)(※2)				
4 急変後の所得を証明する書類	○給与所得者:退職時に発行される源泉徴収票の写し(提出できない場合は退職までの3か月分の給与明細の写し) ○個人事業主:令和5年分の確定申告書の写し、又は税理士又は公認会計士の作成した証明書類(※3)(※4)	○給与所得者:勤務先作成の年間給与見込(提出できない場合は直近3か月分の給与明細の写し) ○個人事業主:令和5年分の確定申告書の写し、又は税理士又は公認会計士の作成した証明書類			○給与所得者:令和5年分の源泉徴収票の写し(※5) ○個人事業主:令和5年分の確定申告書の写し(※5)
5 急変事由を証明する書類①	○給与所得者:雇用保険受給資格者証、離職票、退職証明書、解雇通告書等 ○個人事業主:破産宣告通知書、廃業等届出等	戸籍謄本の写し		休職証明書等の写し	収入減が災害等に起因することを証明できるもの(※6)
6 急変事由を証明する書類②	家計急変事由調査票				

- 急変事由の発生時期により、給付額が月割りとなる場合がございます。家計急変世帯に該当する場合は、早急にご申請ください。
- ※1 高等学校等就学支援金の手続きのために書面で提出している、又はオンライン申請システムで個人番号カードを使用して税情報を取得した場合は不要。
 - ※2 死亡、離婚による家計急変世帯の申請の場合、個人情報の取扱いの観点から、家計急変によって親権をお持ちでない方については、課税証明書により確認。(父母負担軽減事業補助金と同様)
 - ※3 税理士又は公認会計士の作成した証明書類については、令和6年度の住民税所得割額が非課税になると想定される旨を証明したものです。
 - ※4 個人事業主の場合、原則、令和5年分の確定申告書の写し、又は税理士又は公認会計士の作成した証明書類を提出。提出ができない場合は、年間収支見込計算表(別紙様式)＋直近3か月分の証ひょう書類(売上台帳等)＋令和4年分確定申告書(写し)を提出。確定申告書については、白色申告の場合、申告書B及び収支内訳書、青色申告の場合、申告書B及び青色申告決算書を提出。
 - ※5 急変事由が収入減の場合は、年明けに提出。
 - ※6 罹災証明書、新型コロナウイルスの影響に対する公的支援の受給証明書等
 - ※7 父母負担軽減事業補助金で上記書類を提出している場合は、そのコピーの提出で差し支えない。